

告 示

埼玉県告示第千三百六十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）
第九条第一項の規定により、農地中間管理機構の法第七条各号に掲げる事業の実施
に関する規程（以下「事業規程」という。）の変更を承認したので、法第九条第二
項において準用する法第八条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十一月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 承認に係る事業規程

公益社団法人埼玉県農林公社農地中間管理機構の事業の特例に関する事業実施
規程

二 承認年月日

令和二年四月一日

三 承認に係る事業の種類

農地売買等事業（法第七条第一号に掲げる事業をいう。）及び研修等事業（同
条第四号に掲げる事業をいう。）